

(仮称)門真市立統合中学校整備PFI事業 基本協定書(案)に対する質問・回答

| No | 該当箇所 | | 内容 | 回答 |
|----|------|---------------------|---|--|
| | 頁 | 項目 | | |
| 1 | 1 | 第3条(PFI事業予定者の設立)第1項 | 基本協定書第3条中に【PFI事業予定者の設立期限については、入札説明書に示すスケジュールに基づき甲と乙の協議により決定します。】とありますが、基本協定の締結から特定事業仮契約の締結まで、年末年始を挟み最短で約45日程度しか日数がございます。落札者決定の日程などを前倒しにするなど応募者(PFI事業予定者)へのご配慮をお願いしたいと存じます。 | 現時点ではご要望には応じかねます。 |
| 2 | 2 | 第4条 株式の譲渡等 | 第1項と第2項は同じ内容ではないでしょうか。 | 第1項は代表企業及び構成企業が各自株式の譲渡禁止等の義務を負うことを定めたものであるのに対し、第2項は事業者グループ(代表企業及び構成企業)が各出資者(代表企業及び構成企業に限らない)に株式の譲渡等をさせない義務を負うことを定めたものです。 |
| 3 | 2 | 第4条(株式の譲渡等)第3項、第4項 | 「別紙出資者確認書」とありますが、これは特定事業契約約款第89条に基づく別紙25出資者確認書を指すのでしょうか。 | お見込みのとおりです。基本契約書の別紙として特定事業契約約款の別紙25と同じものを添付する予定です。 |
| 4 | 2 | 第5条(業務の委託、請負)第2項 | 「それぞれ本件施設等の設計又は建設に関する業務について甲とPFI事業予定者との間で本件事業契約が締結された後30日以内に、……それぞれ業務委託契約又は請負契約を締結するものとし、各契約締結後速やかにその写しを甲に提出するものとする。」とありますが、特に建設工事請負契約については、本件事業契約が締結された後、着工まで相当な期間があると考えます。このように契約締結までに十分な期間があるにも関わらずそのタイミングを早めるには思わぬ瑕疵を生じる可能性を高めると考えます。事業者に対する配慮と本件事業の安定性を向上させるために、本項の修正若しくは削除をお願いしたいと存じます。 | ご要望には応じかねます。 |
| 5 | 3 | 第6条(本件事業契約)第1項 | 「入札説明書●に規定する「入札者の参加資格要件」に抵触し、又は●に規定する「入札者の業務遂行に関する資格要件」を満たさないこと」とありますが、●部分には入札説明書の頁数が入る予定でしょうか。また、条文中の「入札者」は「応募者」と読み替えてよろしいでしょうか。 | 「入札説明書●に規定する入札者の参加資格要件」とある部分は「入札説明書「第3」の「3」の「(2)」項に規定する応募者の参加資格要件」に、「●に規定する入札者の業務遂行に関する資格要件」とある部分は「同(3)」に規定する応募者の業務遂行能力に関する資格要件」に、それぞれ訂正いたします。 |
| 6 | 3 | 第6条(本件事業契約)第4項 | 条文中「乙は、乙又はPFI事業者予定者の責めに帰すべき事由により本件事業契約が締結されなかった場合」とありますが、これは同頁第8条に記されている「事由の如何を問わず(本件事業契約の締結について、門真市議会の議決が得られない場合を含む。)、PFI事業予定者と甲との間において、本件事業契約が効力を生じるに至らなかった場合」に包含されるべきものであり、第8条の主旨を鑑みずとあまりにも事業者にも不利な規定と考えます。第6条第4項につきましては、削除いただくか市の責めに帰すべき事由による場合も付け加えていただきますよう修正をお願いしたいと存じます。 | ご要望には応じかねます。 |
| 7 | 3 | 第6条第4項 本件事業契約 | 施設整備業務に係る落札価格とは施設整備業務に係わり発生する費用で、市が分割払いすることにより生じる利息等と消費税は含まないとの理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりで結構です。 |

(仮称)門真市立統合中学校整備PFI事業 基本協定書(案)に対する質問・回答

| No | 該当箇所 | | 内 容 | 回 答 |
|----|------|-----------|--|----------------------------|
| | 頁 | 項目 | | |
| 8 | 4 | 第9条(秘密保持) | 条文中●部分の記載は、落札後に市が記入するものと理解してよろしいでしょうか。 | 条文中の●は、(平成11年門真市条例第13号)です。 |